

## 第3回総会 議事録

総会開会時刻 令和5年9月28日（木曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

（農業委員の出席）

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	4番 前原 良行
5番 金西 章	6番 原 美智子	7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱
9番 樋富 美行	10番 山越 典子	12番 増井 道宏	14番 川瀬 益栄
15番 船越 康博	16番 井村 美江	17番 森 博之	18番 村岡 宇都美
19番 青木 正廣			

（農業委員の欠席者）

11番 賀出 勝也 13番 服部 雅基

（農地利用最適化推進委員の出席）

2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	3区 中西 信之	4区 柳生 敬治
6区 市山 賢光	6区 雲井 正博	7区 森吉 憲三	7区 徳山 守
8区 手塚 博	9区 岡崎 勢一	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博

（農地利用最適化推進委員の欠席者）

1区 桑田 文丸 5区 宮田 芳和 5区 塚井 威史 9区 吉積 幸二

（出席者）

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」

議案外

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

報告第2号「使用貸借権にかかる合意解約について」

総会開始 午後1時30分

**議長（青木会長）**

それでは、小松島市農業委員会 第3回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、4番前原良行委員、14番川瀬益栄委員をご指名いたします。よろしくお願ひいたします。

なお、11番賀出委員、13番服部委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（次長）**

議案書の2ページをお開きください。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、3件、5筆です。

◆議案書にそつて、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

**議長（青木会長）**

議事に入る前に、整理番号1番の案件は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、5番金西委員が利害関係者となりますので、退席を求めます。

（金西委員、退席）

**議長（青木会長）**

それでは、整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

**事務局（次長）**

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、面積1,306㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲受人は、もともと、当該農地を借りて耕作していたところ、農地を手放すことを検討していた譲渡人との間で売買の話がまとまり、農地法第3条許可申請書が提出されました。

なお、今回の農地法第3条の許可申請に当たり、使用貸借契約が締結されておりましたので、後から報告予定の7ページ、報告第2号「使用貸借権にかかる合意解約について」により、使用貸借契約を解約しております。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

**議長（青木会長）**

担当の島田委員さん、何か補足事項があればお願ひいたします。

## 7番 島田 委員

田浦町の島田です。現地に行ったら、幅員3メートルから4メートルくらいのアスファルトの舗装が隣接してしまっていて、利便性のいい田んぼという印象でした。田んぼとしては問題ないと思います。審議、宜しくお願いします。

## 議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。  
利害関係者の復席を求めます。

（金西委員、復席）

## 議長（青木会長）

引き続き、整理番号2番について、事務局から審議内容を説明してください。

## 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
整理番号2番、田3筆、合計面積3,529㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。  
譲渡人は、高齢ということもあり、農地を手放すことを検討していたところ、今回の譲受人との間で売買の話がまとまり、農地法第3条許可申請書が提出されました。  
譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。  
以上でございます。

## 議長（青木会長）

担当の朝日委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 2番 朝日 委員

はい。別にありません。この譲渡人の人からも相談受けて、違う人が買うっていう話はあったんですけど、譲渡人が〇〇さんに話を持って行ったと思われまして、問題ありません。田は見ましたが、異常はありませんでした。

## 議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。  
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号3番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番、田1筆、面積1,043㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲渡人は、物入りのため、やむなく農地を手放すことを検討していたところ、今回の譲受人との間で売買の話がまとまり、農地法第3条許可申請書が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

### 議長（青木会長）

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 5番 金西 委員

はい。担当の金西です。現地を見てきましたが、特に問題がないと思いますので、ご審議のほどを宜しくお願いいたします。

### 議長（青木会長）

それでは、整理番号3番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号3番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」事務局より説明をお願いします。

### 事務局（次長）

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は6件、16筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定等する者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、地域計画策定までの間の経過措置により、従前の制度のままの運用をさせていただいております。

今回、利用権設定の申し出のあった農地については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

4ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

#### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第2号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第2号については、可決と認めます。

以上で議案第2号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借権にかかる合意解約について

議案外について事務局より報告をお願いします。

#### 事務局（次長）

それでは、議案書の6ページをお開きください。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数2件、9筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

なお、農地法18条の規定が適用されますのは、賃貸借契約のみとなります。

#### 事務局（次長）

続きまして、議案書の7ページをお開きください。

報告第2号「使用貸借権にかかる合意解約について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、使用貸人、使用借人、申請内容、合意解約日を朗読

こちらの使用貸借契約につきましては、法令上、解約の規定がないのですが、農地台帳の整理やトラブルを避けるためなどの理由から、農業委員会に合意解約の届出をしていただいております。

使用貸人、使用借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

以上で議案外の報告を終わります。

#### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。  
何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

この後、事務局より研修及び事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。

総会終了 午後1時50分

会議録署名委員

4番 前原 良行 委員

14番 川瀬 益栄 委員